

## 一般事業主行動計画

女性が就業を継続し、活躍できる雇用環境の整備を行なうため、次の計画を策定する。

### 1. 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

### 2. 内容

#### 《目標1》

女性のタクシー及びバス乗務員数を全体の10%以上とすること

#### 〔対策〕

女性が活躍できる職場についての求職者に向けた積極的広報

#### 《目標2》

- ・計画期間内に最低1人以上男性が育児休業を取得すること
- ・出産適齢期の女性の育児休業取得率を80%以上とすること

#### 〔対策〕

- ・男性社員も育児休業を取得することができることを周知するために、その手続き・運用等について管理者への研修を実施する。
- ・社内の各種会議において、取得を妨げることのないよう周知徹底する。
- ・育児休業制度の趣旨についての理解及び仕事と家庭の両立についての意識向上に努める